

高齢運転者の安全運転支援装置の購入・設置を補助します

事前に
ご相談ください

西郷村高齢者安全運転支援装置設置事業

高齢運転者による交通事故が社会問題になっています。

西郷村では、村内の高齢運転者のペダルの踏み間違いによる事故を未然に防止し、高齢運転者や村民の皆様の安全向上のため、安全運転支援装置の設置費用の一部を補助します。

補助対象者について（次の①～⑥すべてに該当する方が対象になります）

- ① 西郷村内に住所を有し、現に居住している満65歳以上の方
 - ② 有効期限内にある自動車運転免許証を保有していること
 - ③ 村税等の滞納がないこと
 - ④ 取り付けたい自動車の車検証の使用者欄に記載されていること※
 - ⑤ 取付業者に依頼して、安全運転支援装置を取り付けること
 - ⑥ 過去にこの補助金を受けていないこと
- ※ 使用者欄に記載されていない場合でも、当該自動車検査証に記載の所有者又は使用者と同一の住所に居住している方も含まれます。



補助対象となる安全運転支援装置について

使用している自動車（自家用に限る）に後付けで設置する装置で、国土交通省の性能認定を受けており、ペダルの踏み間違い等による急加速抑制装置としての機能を有する次のいずれかのもの。

- ① 車両側の車速信号を監視し、自動車の停車時及び徐行時においてアクセルが強く踏み込まれた際に、アクセル開度を電氣的に抑制する装置
- ② 自動車の停車時及び徐行時において、前方又は後方の障害物を車体に装備されたセンサーが検知し、アクセルが強く踏み込まれた際に加速を制御する装置
- ③ アクセルとブレーキとの踏み間違いによる事故を防止するため、純正のペダルに代えて取り付け、誤操作による急発進を防止する機能を備えたペダル



補助金について

補助金については以下の基準に基づいて算定されます。

補助対象経費	対象となる安全運転支援装置の購入及び設置に要する経費 (他の補助金等を受けた場合は、その費用を差し引いた額)
補助金の額	補助対象経費の3分の2の額（上限額：30,000円）
注意事項	補助金の額に1,000円未満の端数がある場合は切捨てます

申請・お問い合わせ

西郷村社会福祉課 高齢者支援・介護保険グループ
電話番号：0248-25-3910

補助金交付までの流れ

① 社会福祉課から申請書をもらう

② 取付業者に安全運転支援装置設置を設置できるか確認し、
機器の設置に係る費用の見積書^{※1}を貰う

※1 設置する安全運転補助装置の金額、品目及び明細がわかるもの

必要書類を揃えて社会福祉課に申請する

③

申請書類

- ・西郷村高齢者安全運転支援装置設置事業補助金交付申請書（様式1）
- ・自動車運転免許証の写し
- ・安全運転支援装置を設置する自動車の車検証の写し^{※2}
- ・購入及び設置に要する費用の見積書
- ・安全運転支援装置の取付け予定箇所の写真（設置前）
- ・他の補助金等の交付を受けた場合は、その金額が分かる書類の写し
- ・通帳の写し等、補助金を振り込む口座情報がわかる書類

※2 電子車検証の場合は「自動車検査証記載事項」の写しも必要です

④ 村で内容の審査を行い、結果が通知される

⑤ 決定通知書を確認し安全運転補助装置を購入し設置する^{※3}

※3 決定前に安全運転補助装置を設置している場合は対象外となりますのでご注意ください。

必要書類を揃えて社会福祉課に提出する

⑥

提出書類

- ・西郷村高齢者安全運転支援装置設置事業完了報告書（様式4）
- ・購入及び設置に要した費用の領収書の写し（明細がわかるもの）
- ・安全運転支援装置の取付け箇所の写真（設置後）
- ・西郷村高齢者安全運転支援装置設置販売・設置証明書（様式5）^{※4}
- ・西郷村高齢者安全運転支援装置設置事業補助金請求書（様式6）
- ・印鑑

※4 取付業者が記入する書類です。

⑦ 西郷村から補助金が振り込まれる

★ 運転に不安を感じる方は、運転免許証の自主返納をご検討ください ☆

◆運転免許証の自主返納について

有効期限内の運転免許証を保有している方が、居住地を管轄する公安委員会（各警察署、運転免許試験場等）に、ご自身の申し出により運転免許証の取消しをする制度です。



◆西郷村デマンド交通について

生活交通路線バス等の利用が困難な方で、ほかに移動手段を持たない方の日常生活の足を確保するため、事前にご登録、ご予約頂く事で、自宅からあらかじめ指定された目的地までを送迎するデマンド型乗合事業を行っています。

お問い合わせ、お申込みについては西郷村地域振興課（0248-25-2910）までご連絡ください。

